

# 配慮の必要な児童を支援するために、 学校独自の通級教室を設置した学校運営の実際

## — 校長裁量権を利用したリソース教室の事例 —

田 邊 正 明

School management practices, which established a special guidance classroom  
to support the special education children  
- Resource Room Using Principal's Discretionary Rights -

Masaaki TANABE

### 要 旨

学校では「おや？」とか「何か、気になるなあ。」という子どもの姿に出会う。多くは、話を聞く等の対応だけで解決できる程度の一過性のものが多いが、中には、その頻度が高く、心配になる児童がいる。これらの言動等は、本人も嫌で何とかしたいと考えていることが多い上、周囲の仲間とのトラブルになることもある。早い対応が必要である。教育関係者は、この言動や様子を「困り感」と表現し、特別支援教育の枠を拡大して、通常教育の場での適切な支援を模索している。本実践事例がその一助になれば幸いである。

キーワード：特別支援教育、通級指導、発達障がい、学校運営

## 1 はじめに

近年、「キレる子どもたち」が増加していると言われている。従来「キレる」とは、学力や生きる力の優れている子どもたちに使われる『褒め言葉』だったはずだが、不思議なことに別の意味で使われ始めている。

この最近使われる別の意味での「キレる」子どもたちのことが、医学的や心理学的にいろいろ分かかってきて、早期に対応すれば、多くの子どもが「キレない」で済むこともあることが提唱されるようになってきた。当然、対応の中には教育的対応も含まれる。

また、教職員は、この「気になる言動」や保護者も含めて子ども本人も理由が分からず困っている事実に対して、常に、試行錯誤の対応を続けてきた。

古くから、これらの子どもたちへの存在や対応について学説を提唱する医学・心理・教育関係者はおりましたが、このことを国の各省庁が施策も含めて対応を図り始めたのは、僅かこの 20 年～25 年の間に起きてきたことなのである。これは、医学・心理・教育の 3 分野の連携・研究が進み、一緒に子どもたちの幸せを考えるようになってきたからである。

このような子どもたちの幸せへの大きな波に対して、

いち早く呼応した学校体制をとり、従来の特別支援教育の継承を元に適切な対応をとることが学校管理職（校長）に求められている。本実践研究は、以上の考えを元に、私が小学校校長時代に実施した事例である。

## 2 実践研究の必要性の背景と留意点

キレる・気になる児童の増加を訴える学校教育現場でどんな様子の児童がいて、何が問題になっているかを明記し、どう対応してきた（いる）かを説明して、本実践事例の必要性の背景を述べることにする。

### (1) 学校で気になる姿や様子

関係者が『困り感』と捉えている言動

<行動面で>

- 集団行動がとれない。
- 順番を待てない。
- 同じ注意を何度しても、行動が改まらない。
- 思ったことをすぐに口にしてしまう。
- 言葉の行き違いが多い。
- 勝敗にこだわりすぎて、思うようにならないとパニックになることがある。

- 友だちとのトラブルが多い。
- <学習面で>
- 聞き違いや聞き漏らしが多い。
- 適切な音量や速度で話せない。
- 思いっくままに発言し、筋道の通った話をすることが難しい。
- 文中の語句や行を抜かしたり、同じ箇所を繰り返し読んだりする。
- 鏡文字や枠を大きくはみ出した文字を書く。
- 限られた量の作文や、決まったパターンの文章しか書けない。
- 学年相応の数の意味や表し方についての理解が難しい。

## (2) 困り感のある児童の視点

(文部科学省 HP より抜粋)

- ① (軽度) 発達障がいへの理解不足
- 発達障がいには、しばしば精神障がいや知能的な障がい・身体障がいを伴う。1980年代以降、知的障がいの無い発達障がい社会に認知されるようになった。発達障がいより知的障がいのほうが広く知られているため、単に発達障がいという場合は特に知的障がいの無いものを指すことがある。

このうち、学習障がい (LD)、注意欠陥・多動性障がい (ADHD)、高機能広汎性発達障がい (高機能 PDD) の3つについては、歴史的には「軽度発達障がい」と称されてきたが、障がい度合自体が「軽度」であるとは限らない為、誤解を招くことから、現在では「発達障がい」と便宜的に表記する。なお、高機能広汎性発達障がい (高機能 PDD) については、主に高機能自閉症とアスペルガー症候群の2つからなる (ここでの、「高機能」とは、「IQ70以上であり、知的障がいがない」という意味であって、障がいそのものの度合いを指すものではない点に注意が必要である)。

- ② 専門性と人材
- 環 境…指導場所や人材、学校体制、医療・福祉・相談等のネットワーク
- 指導力…教材教具及び指導方法、児童理解、保護者ニーズ、特別支援教育啓発と周知対策

## (3) 通級指導(教室)の必要性や実施上の留意点

- ① 理念の理解…対象の拡大
- これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする児童が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- ② 校長の責任…明確化
- 校長は、特別支援教育実施の責任者として、自らが

特別支援教育や障がいに関する認識を深めるとともにリーダーシップを発揮しつつ、体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導する。

- ③ 校長の実践…体制整備や組織の機能化
- 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- 校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障がいを含む障がいのある児童の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会設置する。

- 実態把握
- 在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめる。特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得る説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進める。

発達障がい等の障がいは早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実に

- 特別支援教育コーディネーター指名と役割
- 校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付ける。

コーディネーターは、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。

- 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- 「個別の指導計画」の作成
- 教員の専門性の向上
- 校内研修の実施や校外での研修での研修に参加させることにより、常に専門性の向上を図り、人材育成に務める。

## 3 実践事例の実際

- (1) 独自の通級教室「そよかぜ」の位置づけ(図1)
- 校内における独自学級の位置づけと校長裁量による加配教員の活用であることの周知を図る。

- (2) 校内特別支援教育体制と組織(図2)
- 校内特別支援教育委員会
- 校務分掌に位置づけられた特別委員会で、学校独自の通級教室「そよかぜ」の教育的位置づけ(図1)
- 学校教育目標の重点目標を達成するために組織されたもので、特別支援教育コーディネーターの要請で開会され、特別支援教育に関わる全てのことを協議する。
- また、校内就学指導委員会も兼務する委員会である。

配慮の必要な児童を支援するために、学校独自の通級教室を設置した学校運営の実際

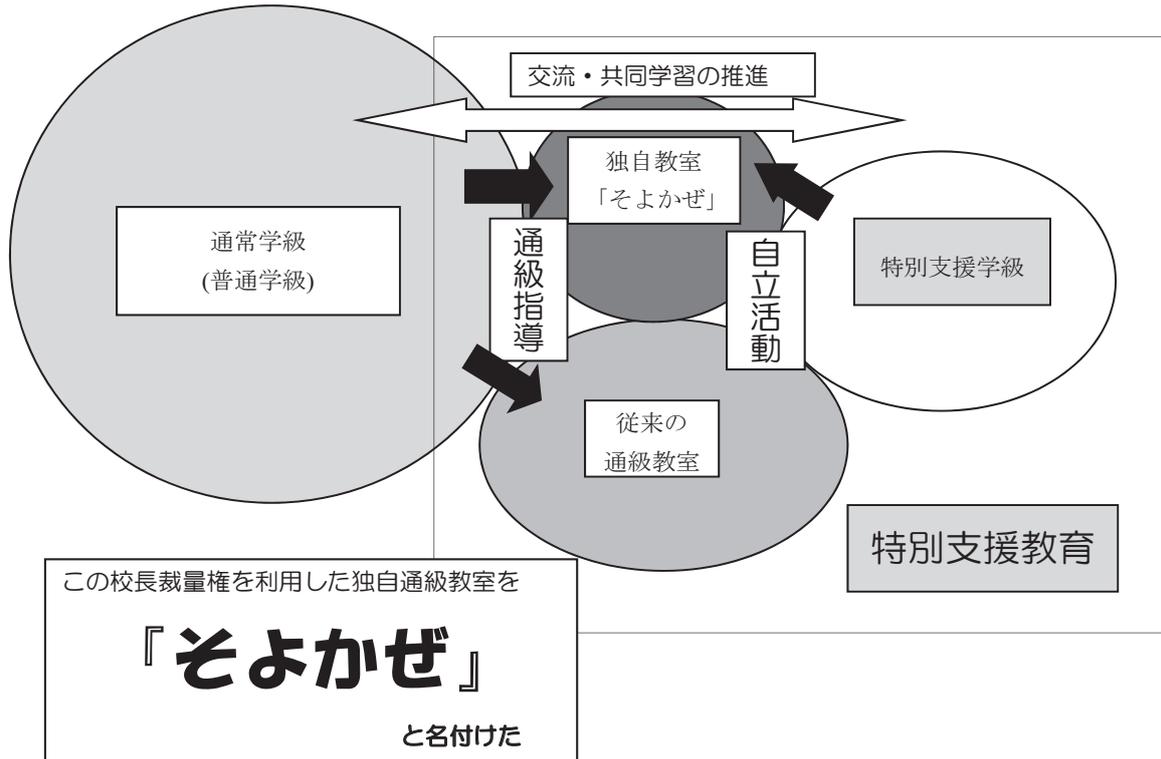


図1 独自の通級教室「そよかぜ」の教育的位置づけ

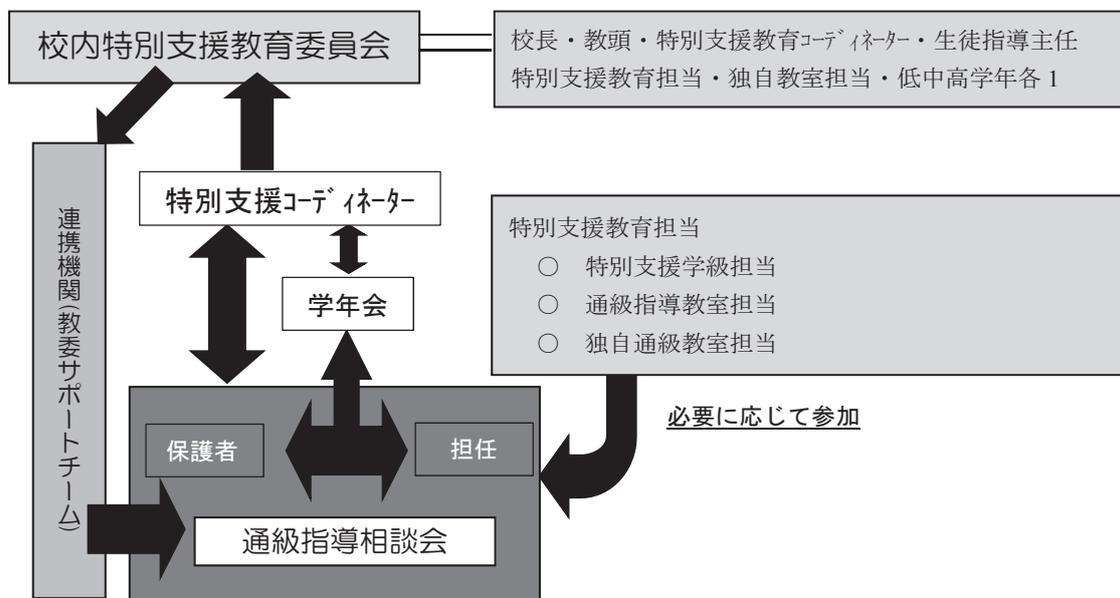


図2 特別支援教育校内体制・組織図

生徒指導主任が入っていることは、生徒指導上の問題と特別支援教育を区別するためである。

低・中・高学年から1名ずつ入っていることは、常に学校全体で、この教育を推進するために考えたものである。

#### ◎主な仕事

- ・支援を必要とする児童の学習面や行動面における実態把握と評価
- ・支援を必要とする児童の支援内容、方法の検討と個別指導計画の作成
- ・個別指導計画に基づく支援の役割分担
- ・特別支援教育についての研修の運営
- ・関係機関や相談員との連絡・調整
- ・教職員間の情報の共有化と児童への支援体制確認

#### ○特別支援教育コーディネーター

特別支援教育のキーパーソンで、特別支援教育について経験豊富なベテラン教員を指名した。大きな受け持ち時間軽減もせず、担任から選んだ。ただし、仕事の内容から低学年の担任から選出した。

#### ◎主な仕事内容

##### ①校内における役割

- \*校内委員会開催のための情報収集や準備
- \*学級担任との相談
- \*関係資料作りや情報の提供
- \*校内研修の企画

##### ②校外における役割

- \*関係機関（教委等サポートチーム）との連携
- \*専門機関等に繋げる連絡調整
- \*巡回相談員、専門家チームへの情報提供

##### ③保護者に対する相談窓口

##### ④通級指導相談会の開催と運営

- ・通級指導相談会と相談室

特別支援教育の方針や具体的指導内容等を決定するまでの教育相談を実施する機関。

#### ◎相談のパターン

- ①保護者と担任…インテークから資料収集など
- ②保護者と特別支援教育担当…教育内容の検討等
- ③保護者と教委サポートチーム…困り感や医学的判断への調整
- ④保護者と担任と特別支援教育担当とコーディネーター
  - ・個別指導計画や個別支援計画の提示と検討
 この相談会では、保護者と十分な話し合いをした。

保護者の子どもへの願いや学校へ期待していることを中心に学習面のこと、行動面や生活面のこと、また対人関係のことなどを丁寧に聞き取った。必要に応じて、医療情報も聞いた。当然プライバシーにも配慮した。今後の支援につなげていくために共に協力しあっていく素地づくりとした。

また、一緒に個別の指導計画づくりをする視点で、保護者の理解を得ていった。子どもの成長を共に認め合えるように話していった。

教室環境もよく見て貰える工夫もした。環境整備には、地域や保護者の協力（応接セットや机・いす等の不要品の寄贈）も得て充実していった。



そよかぜの学習室と相談室

### (3) 独自通級教室「そよかぜ」開設の目的

通級指導を手段とする「従来の教室」に加えて対象児童へのさまざまな指導内容や対応を工夫したり、指導時間もいろいろ調整したりして、困り感への教育的対応を考える新たな教室のスタイルを目的にした。

対象児童は、困り感のある児童全員と捉えて、対応をいろいろ考えるので、いろいろな場面で利用できる教育サービスの場所（教室）が、また1つ増えたと捉える。

医療が認定した障がいがある無しについては拘らずに、困り感の有無を大切に、生徒指導上の課題として解決できるものは対象外とした。

特別支援教育の拡大と考える教職員もいれば、通常教育の細分化と考える教職員もいたが、どちらの解釈も了承した。大切にしたのは、児童一人一人のニーズに、丁寧に応えていく教育と捉えることであった。

元々、通常教育と特別支援教育とは連続しているものであるから、線引きする必要はないと考える。

学校は、『どこで学ぶかではなく、何を学ぶか』を常に考える所だから、学びの場がたくさん出来ることによっていろいろな学習内容や対応が増えることは、とても良いことだと考えていたのである。

児童一人一人を大切に教育できることを一番に考えているので、保護者や関係者には、安心して教育を任せていただきたいと伝えて開設した。

どの教育の場でも、説明責任と結果責任を果たすのが責務と考えた運営に心掛けた。

(4) 独自通級教室「そよかぜ」の運営

①入室の条件

- ・校内児童のみ受け入れ、最終決定は、学校長がする。
- ・保護者と入室に関する相談を通級指導会議で実施する。
- ・個別支援計画と個別指導計画を「作成→提示→了承」実施後に通級開始する。

②対象児

- ・特別な支援を必要とする児童（困り感が、生徒指導上の問題でない）
- ・LD ADHD 高機能自閉症 アスペルガー症候群等の医学診断があり、困り感から、保護者が入室を希望する児童
- ・困り感があり、保護者共々入室を希望している児童

③指導時間及び指導形態

指導形態は通級指導とし、指導時数は月1時間から週8時間までとする。

④入室までの手続き（図3）

⑤退室までの手続き（図4）

⑥指導終了（退室）の条件

\*退室の判断時期と方法

- ・教室担当者より、通級指導の必要性がなくなったと報告された時。



授業風景

- ・保護者と指導終了に関する相談を通級指導会議で実施した時。
- ・特別支援教育委員会での協議を経て、最終決定を学校長がした時。
- \*終了の基準
  - ・個別支援計画と個別指導計画の双方で、目標が達成またはそれ以上の効果が合った場合
  - ・対象児の学年進行と共に生じる心理的要因により、指導継続が不可と判断された場合
  - ・医学分野からの終了へのアドバイスや進言があった場合
  - ・保護者共々終了を希望している場合

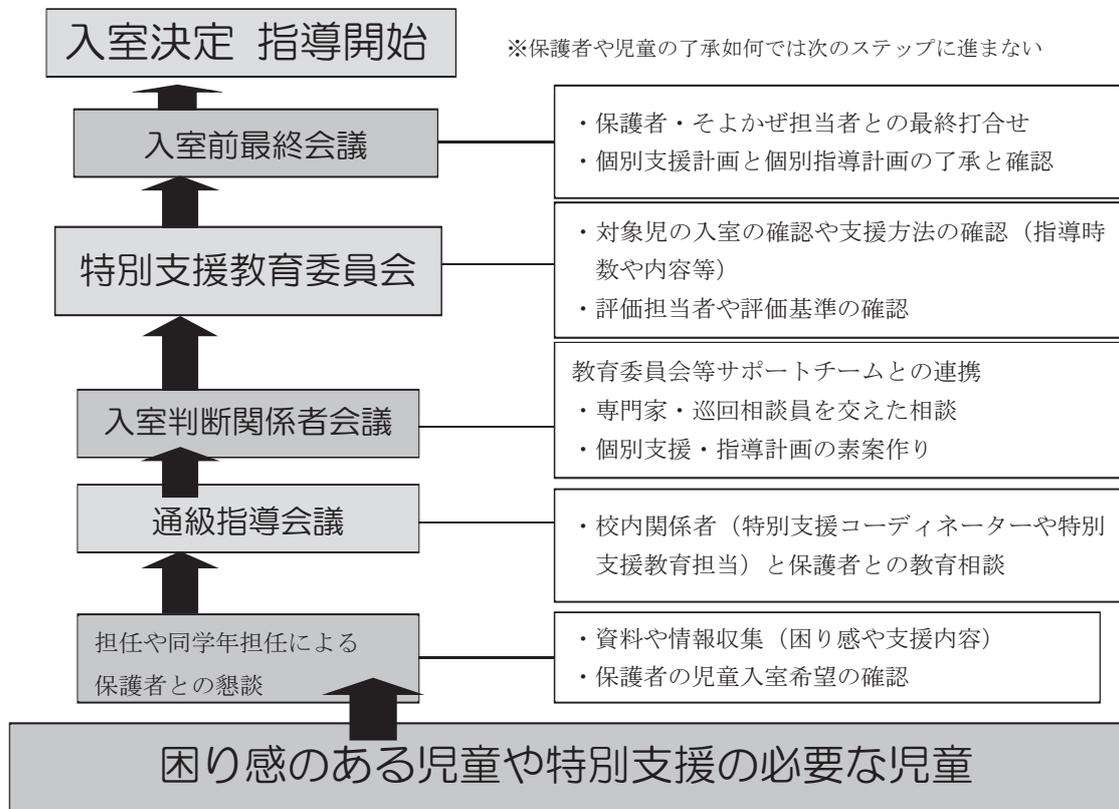


図3

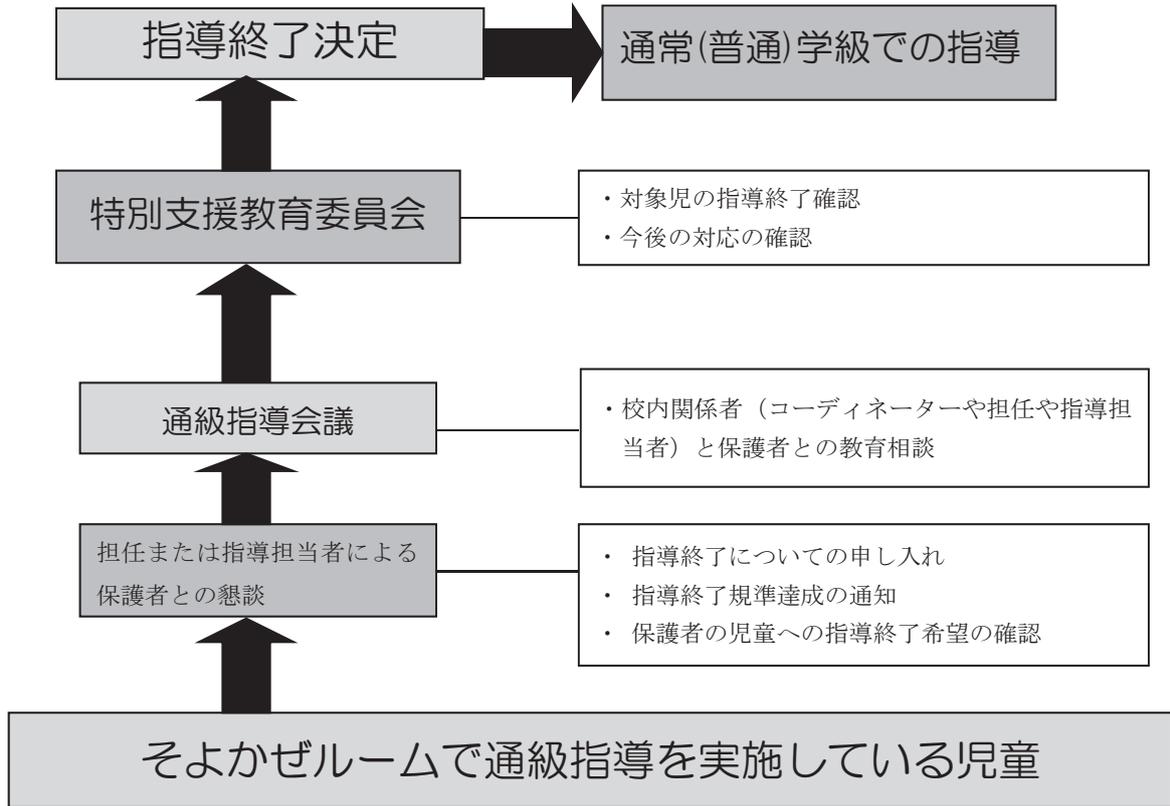


図 4

⑦入室後の指導計画と評価

入室後は、個別支援計画と個別指導計画を元に、学校独自の評価基準を設けて評価し、保護者の意見を聞きながら改善を加えつつ教育活動を推進した。

学校では、対象児童一人一人の個別支援計画と個別指導計画については、下記の方針で様式(図5と図6)を使用して推進した。

◎個別支援計画について(図5)

支援を行う子ども一人一人のニーズを正確に把握し、適切な教育的対応を、長期的な視点(入学から小学校卒業まで)を通じて、系統的に作成した。

この教育的支援は、教育のみならず、医療・心理等の様々な側面からの取り組みが必要との考え方から、連携関係機関(教育委員会サポートチーム)と密接な協力を得た。

また、個別の支援計画の作成作業においては、児童の保護者も積極的に参画してもらい、希望や意見を加味して作成し、卒業まで更新し続けた。

この計画表には、評価の欄も設定して、学年ごとの評価を元に指導の改善(修正)した。

◎個別指導計画について(図6)

個別の教育支援計画をより具体的にしたもので、学校において、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じてきめ細かな指導を行うためのカリキュラムに指導計

画(指導目標や指導内容、指導方法等)を盛り込んだものである。

担当する教科や項目についての1年間の目標(長期目標)と各単元や学期等の目標(短期目標)が分かるように作成し、日々の授業に生かした。

立案は、校内委員会や連携関係団体の協力を得ながら実施した。当然、保護者の願いも盛り込み、毎年作成した。

児童の認知の偏りや情緒の状態等を考慮し、算数や国語といった特定科目の個別指導を中心に、社会性や行動上の特性も加味して作成した。

また、個別指導計画も、個別支援計画と同じく、評価の欄を設定して、単元または学期ごとに評価・改善していった。

保護者との懇談会にも生かす工夫もした。なお、評価は「そよかぜルーム」担当者が実施した。

◎評価及び評価基準(規準)について

評価は全て、ABCの3段階

☆個別支援計画表の評価基準→目標達成率

A…80%以上、B…70~40%程度、C…30%未満

☆個別指導計画評価基準→各教科の学年絶対評価

本校の各教科評価規準表により、担当児童の能力に合わせた学年(指導内容相当学年であり、実学年ではない)の規準到達度で判断。

配慮の必要な児童を支援するために、学校独自の通級教室を設置した学校運営の実際

A…80%以上、B…70～60%程度、C…50%未満  
 ⑧独自通級教室「そよかぜ」の担当者  
 この教室の成否は、担当教員の力量に係っていると  
 言っても過言ではない。指導内容やカリキュラムは相  
 談できても、実際に指導する方法・工夫・児童との信

頼関係・保護者との信頼関係等々、教員としては、相  
 当高度な力量や能力が必要とされるのである。  
 特別支援教育に理解があり、教員経験が豊富なベテラ  
 ンで、教務主任級の教員を配置した。学校組織的にも  
 運営上でも納得する校内人事が必要である。

氏名		性別	学年	組	作成者及び作成年月日	
		男・女			H〇〇.4.1 (修正 H. . . )	
支援すべき課題		担任所見			保護者の希望	
決定した支援内容						
週あたりの時数 と実施曜日時限						
支援年次	具体的支援目標や対応				担当 評価	保護者 評価
1年次	前期					
	後期					
2年次	前期					
	後期					
3年次	前期					
	後期					
4年次	前期					
	後期					
5年次	前期					
	後期					
6年次	前期					
	後期					

図5 平成〇〇年度 △△小学校 個別教育支援計画表

氏 名	性別	学年	組	作成者及び作成年月日	
	男・女				H00.4.1 (修正H. . .)
決定した支援内容		担当所見		保護者の希望	
指導月	具体的指導(教科の単元やトレーニング等) の内容についての到達目標			担当 評価	保護者 評価
4月					
5月					
6月					
7月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

図6 平成〇〇年度 △△小学校 個別指導計画表

## 4 まとめにかえて

### (1) 独自の通級教室の現状

校長裁量による加配教員の活用した独自学級設置は、現在は多くの学校で実践されている。私が実践した当初は、「加配教員がなくなると教員1人当たりの持ち時間が多くなる。余裕のない学校運営になる。」等々を指摘され、多くの学校関係者が二の足を踏んでいた。しかし、特別な配慮のいる児童の増加により、この教室の必要性和有効性が理解され、その後、年々増加していき、現在は当たり前のように運営されている。私も、この教室を3校の学校で校長として開設運営した。

### (2) 独自の通級教室の今後

本来、情緒障がい・発達障がい児への教育は、特別支援学級を設置して実施する関西と違い、関東では通級指導を古くから実施していた。専門加配教員を配置し、他校（拠点校）へ通級するスタイルである。

新たな障がいの概念の出現や障がいの有無に関わりなく、配慮のいる児童は着実に増加している。学校現場では、今後ますます、指導内容の工夫や教育の場の検討が求められるであろう。その際、校長裁量権をフルに活用した学校運営は、必ず必要になる。児童一人一人への丁寧な対応が、信頼される学校運営として、確実に求められているのである。

## 5 参考引用文献

- ・文部科学省ホームページ 特別支援教育（2017）.
- ・文部科学省パンフ 特別支援教育について（2007）.
- ・津市立修成小学校 そよかぜルーム運営要項（2007）.